

久御山町

新型インフルエンザ等対策行動計画

令和2年3月

久御山町



目 次

I. はじめに.....	1
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	2
II-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	2
II-2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方.....	3
II-3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点.....	5
II-4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等.....	6
II-5 対策推進のための役割分担.....	7
II-6 町行動計画の主要 6 項目.....	10
II-7 発生段階.....	16
III. 各段階における対策.....	18
未発生期.....	19
1 実施体制.....	19
2 サーベイランス・情報収集.....	19
3 情報提供・共有.....	20
4 予防・まん延防止.....	20
5 医療.....	21
6 住民生活の安定の確保.....	21
海外発生期.....	23
1 実施体制.....	23
2 サーベイランス・情報収集.....	23
3 情報提供・共有.....	24
4 予防・まん延防止.....	24
5 医療.....	24
6 住民生活の安定の確保.....	25
国内発生早期.....	26
1 実施体制.....	26
2 サーベイランス・情報収集.....	27
3 情報提供・共有.....	27
4 予防・まん延防止.....	28
5 医療.....	30
6 住民生活の安定の確保.....	30

国内感染期	31
1 実施体制	32
2 サーベイランス・情報収集	32
3 情報提供・共有	32
4 予防・まん延防止	33
5 医療	34
6 住民生活の安定の確保	35
 小康期	 36
1 実施体制	36
2 サーベイランス・情報収集	36
3 情報提供・共有	36
4 予防・まん延防止	37
5 住民生活の安定の確保	37
 資料編	
特定接種の対象となり得る業種・職務について	39
【用語解説】	45

I. はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、特措法第2条第1項第6号及び第7号に規定する指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成24年5月に公布され、同年4月に施行された。

2 取組の経緯等

久御山町（以下「町」という。）においては、平成21年5月に久御山町新型インフルエンザ対策本部設置要綱を制定し、その後、平成25年4月に施行された特措法に基づき、久御山町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、新型インフルエンザ等の世界的流行に備えてきたところである。

平成25年6月に策定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び同年7月に策定された「京都府新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「府行動計画」という。）における考え方や基準を踏まえ、このたび、特措法第8条の規定により、「久御山町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を策定したものである。

今後、政府ガイドラインや府のマニュアル等をもとに、町におけるマニュアル等の整備を行うものである。

3 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおり

である。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含む。以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影响が大きなもの（以下「新感染症」という。）

II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

II-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入は避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、住民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えることなくない。このため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に集中した場合には、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として国、府及び関係機関が相互に連携して対策を講じていく必要がある。

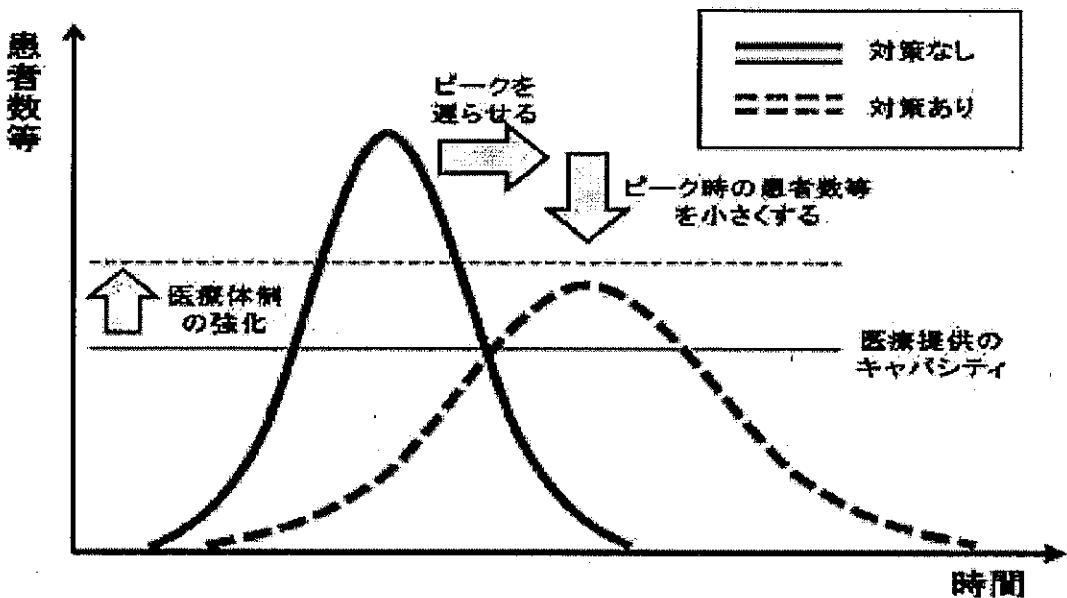
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 住民生活及び住民経済に及ぼす影響を最小限に抑える。

- ① 町内での感染拡大防止等により、欠勤者数を減らす。
- ② 事業継続計画の作成及びその実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び住民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



※国民生活・経済に及ぼす影響が最少となるようにする

II-2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。したがって、政府行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。

町行動計画では、国及び府の対策を踏まえて、町の地理的な条件、社会状況、医療体制等を考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた対策を組み立てることとする。具体的には、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった対策を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが住民生活及び住民経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択する。

- (1) 発生前の段階では、住民に対する啓発や業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが必要である。

(2) 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じることが必要である。

(3) 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、近隣府県の状況にも注意をはらい、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

(4) 府内発生当初の段階では、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛の要請や施設の使用制限等について府に協力するなど、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。

(5) 府内で感染が拡大してきた段階では、国、地方公共団体、事業所等は相互に連携して、医療の確保や住民生活・住民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく必要がある。

(6) 事態によっては、地域の実情等に応じて、町が京都府新型インフルエンザ等対策本部(以下「府対策本部」という。)等と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようになり、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

(7) 住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛の要請、施設の使用制限等の要請、各事業所における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウィルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

(8) 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを住民に呼びかけることも必要である。

(9) また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するた

めには、国、府、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や住民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

II-3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

府・市町村・指定（地方）公共機関と相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請又は指示（以下「要請等」という。）、不要不急の外出の自粛の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施にあたっては、新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、住民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3 関係機関相互の連携協力の確保

久御山町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、府対策本部、近隣の市町の対策本部や地区医師会等の関係機関と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。

町対策本部長は、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整が必要となった場合は、速やかに府対策本部長に対して要請を行う。

4 記録の作成・保存等

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

II-4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、ウイルスの病原性や感染力等の病原体側の要因や、人の免疫の状態等宿主側の要因、医療環境や社会環境など複合的要因に左右される。

政府行動計画では、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とし、一つの例として流行規模の想定を行っており、全人口の25%がり患すると想定して、入院患者数、死亡者数の推計を行っている。

町における流行規模の想定にあたっては、政府及び府行動計画の中で示された推計を参考に、入院患者数、死亡者数の推計を行った。

(京都府)

病原性	中等度	重度
入院患者数	11,000人	41,000人
死亡者数	3,400人	13,000人
1日あたり最大入院患者数	2,080人	-

(久御山町)

病原性	中等度	重度
入院患者数	71人	263人
死亡者数	22人	83人
1日あたり最大入院患者数	13人	-

- (1) これらの推計に当たって、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があり、また、被害想定については、現時点において多くの議論があ

り、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

(2) 未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザ同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- (1) 住民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者及び不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

II-5 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国やその他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザの発生時には、政府対策本部の下で特別措置法第18条の規定により基本的対処方針を決定する。

2 地方公共団体の役割

府及び町は、公衆衛生部局と危機管理部局を中心とした全庁的な体制により、危機管理体制を構築し、社会機能の維持、医療体制の確保、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、啓発等の対策を総合的に推進する。

(1) 府

府の各部局においては、府行動計画等に基づき関係部局及び関係機関と連携し具体的な対策を検討し、部局別マニュアルを作成する。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、条例に基づき府対策本部を設置し、国における基本的対処方針を踏まえつつ、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、地域の状況に応じて判断を行い、全庁をあげて対策を実施するとともに、的確に府庁の業務継続を図る。

また、対策の推進にあたっては、国・市町村・他府県・関係機関及び事業者と連携を図る。

特に京都は、府内に多くの大学が所在し、また、観光旅行者が多数訪れる事から、大学や観光関係団体、事業者との情報の共有と連携について留意する。

(2) 町

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者（家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居高齢者や障がい者等）への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施にあたっては、府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画や府行動計画等を踏まえ、住民の生活支援等の本町が実施主体となる対策に関し、それぞれ地域の実情に応じた行動計画等を作成するなど新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。

また、新型インフルエンザ等の発生後、緊急事態宣言が発出されたときは、町対策本部を設置し、国及び府における対策全体の基本的な方針を踏まえ、地域の状況に応じて対策を進める。

保健所が行う体制の整備に協力するとともに、府が緊急事態措置を講じる際には、必要に応じ、不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等を行う。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は住民生活及び住民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

7 住民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

II-6 町行動計画の主要6項目

府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、府民の生命及び健康を保護する」及び「府民生活及び府民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を以下の6項目を主要な対策として位置付け、立案している。

- (1) 実施体制
- (2) サービランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療
- (6) 住民生活及び住民経済の安定の確保

なお、各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、本項目では横断的な留意点について以下のとおりである。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な影響を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあり、国において、国家の危機管理の問題として認識されている。

このため、国、府、市町村及び事業者が相互の連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生する前から、事前準備の進捗を確認し、関係部局等の連携を確保しながら、府内一体となった取組を推進する。

府内各部局においては、府や関係機関等との連携を強化し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。

緊急事態宣言が発出されたときは、府内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに町長を本部長とする町対策本部を設置する。

① 町対策本部の設置等

- ・ 新型インフルエンザ等が発生する前においては、久御山町新型インフルエンザ対策庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係各部局と連携を図りながら、庁内一体となった取組みを推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言が発出されたとき、庁内一体となつた対策を強力に推進するため、速やかに町長及び副町長、全ての部局等からなる町対策本部（本部長：町長）を設置する。
- ・ 本部長は、府内未発生期以降、町対策本部会議を主宰する。
- ・ 庁内各部局においては、国や府、関係機関、事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。また、発生時においては、各種対策を円滑に推進できるよう全庁挙げた体制を整備する。

区分	構成員
町対策本部 (町対策本部会議)	(本部長) 町長 (副本部長) 副町長、教育長 (本部員) 総務部長、民生部長、事業建設部長、事業建設部担当部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、消防長
事務局	総務部総務課
庁内連絡会議	(委員長) 民生部長 (副委員長) 総務課長 (委員) 住民福祉課長、子育て支援課長、国保健康課長、環境保全課長、産業課長、学校教育課長、社会教育課長、消防次長、消防署長
事務局	総務部総務課、民生部国保健康課

※特措法第35条第2項第1号から第3号までに指定されている者

② 有識者会議

新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野に及ぶ専門家の知見が求められることから町行動計画策定においては医師、公衆衛生、商工会等を含む幅広い分野の専門家から意見を聴取する。

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

このため、町は、府と連携し、各種のサーベイランスを実施するものとする。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供・共有の目的

住民の生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という認識を共有し、国、府、町、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階や分野において、各主体間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

② 情報提供手段の確保

外国人、障がい者、高齢者といった方々にもわかりやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるよう配慮するとともに、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、情報提供を行う。

③ 発生前における住民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生した時に正しく行動してもらうため、予防的対策として発生前においても新型インフルエンザ等の予防及び蔓延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、国、府と連携して住民や医療機関、事業者等に情報提供し、十分に認識してもらうことが必要である。

特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係各部局が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

④ 発生時における住民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、広報紙やホームページ等の媒体を利用し、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、府や医療機関と連携・協力して、早期に個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと)及び個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

⑤ 情報提供体制

情報提供にあたっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(4) 予防・まん延防止

① 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつなげる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に收めることにつなげる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定や実施している対策の縮小・中止を府と協議の上行う。

② 主なまん延防止対策

府は個人における対策については、府内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、府は新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を要請し、町はそれに協力する。

地域対策・職場対策については、府内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

また、府は、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行うとしており、町は府の要請に応じて適切に対応する。

③ 予防接種

ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に收めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

イ) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となる者

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生

労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

接種順位

登録事業者及び公務員の接種順位の考え方については、国は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準とし、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府行動計画では次の順としている。

- ・医療関係者
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ・指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ・それ以外の事業者

特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、町が実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を整備する。

ウ) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位

政府行動計画において、以下の4つの群に分類するとともに、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、状況に応じた接種順位とすることを基本とし、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定している。

<医学的ハイリスク者>

- ・呼吸器疾患、心臓血管系疾患有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
- ・基礎疾患有する者
- ・妊婦

<小児>

- ・1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。

＜成人・若年者＞

＜高齢者＞

- ・ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

住民接種の接種体制

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

エ) 留意点

「特定接種」と「住民接種」については、危機管理事態における二つの予防接種全体のあり方に係る政府対策本部の決定を受けて、実施する。

(5) 医療

① 医療の目的

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

各発生段階における医療体制の整備や対策等について、府等からの要請に応じ、適宜協力する。

② 在宅療養者への配慮

国及び府と連携し、関係団体等の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

(6) 住民生活及び住民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの住民がり患し、流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、住民生活及び住民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、住民生活及び住民経済への影響を最小限とできるよう、府、町、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

II-7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の状況に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう行動計画であらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。町や関係機関等は、行動計画等で定められた対策を各段階に応じて実施することとする。なお、発生段階によってはその期間が極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が発出された場合には、対策の内容が変化する。

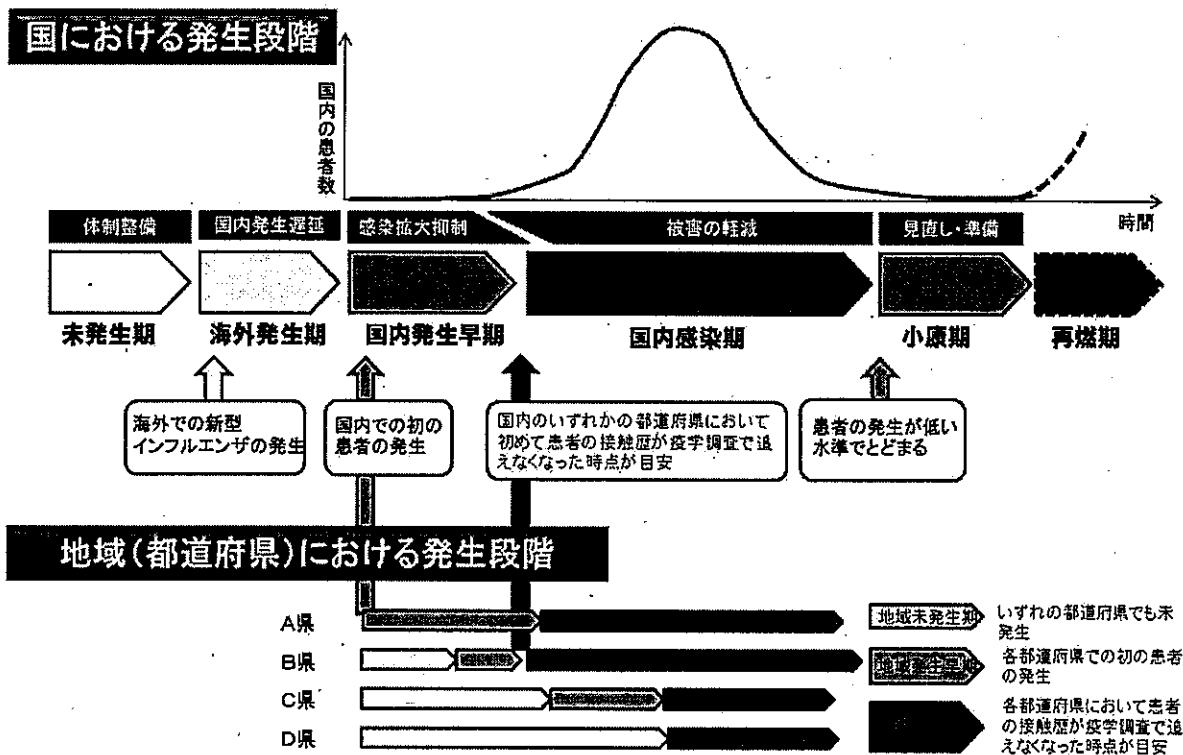
<発生段階とWHOのフェーズとの対応表>

発生段階	WHOのフェーズ
未発生期	フェーズ1、2、3又は相当する公表等
海外発生期	
国内発生早期	フェーズ4、5、6又は相当する公表等
国内感染期	
小康期	ポストパンデミック期又は相当する公表等

<発生段階>

国	府	状 態	町
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
国内発生早期	府 の 判 断	府内未発生期 国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、府内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	府内未発生期
		府内発生早期 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	府内発生早期
国内感染期		府内感染期 府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少	府内感染期
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



III. 各段階における対策

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」と府行動計画及び府からの要請等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、マニュアル等に定めることとする。

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方及び主要6項目の個別の対策を記載する。

未発生期

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

目的：

発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からぬことから、平素から警戒を怠らず、本町行動計画等を踏まえ、府や関係団体との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、住民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

1 実施体制

(1) 行動計画等の作成

特措法に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画等を策定し、必要に応じて見直しを行う。（国保健康課、各課）

(2) 体制の整備及び連携強化

- ① 府、近隣市町、指定（地方）公共機関等は、相互に連携する体制を整備し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認及び訓練を実施する。（総務課、国保健康課、消防本部、各課）
- ② 庁内の取組体制を整備・強化するために、庁内連絡会議の枠組みを通じて、初動対応体制の確立や情報共有、発生時に備えたマニュアル等を作成する。
(国保健康課、各課)

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

国や府等が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集する。（国保健康課、学校教育課、産業課）

(2) 学校サーベイランスへの協力

学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を探知し、探知した情報の府への提供に協力する。
(学校教育課、国保健康課)

3 情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、住民に対して、継続的に分かりやすく情報提供を行う。（総務課、国保健康課、関係課）
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。（総務課、国保健康課、関係課）

(2) 体制整備等

広報・広聴体制の整備等の事前準備として以下を行う。

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた住民への情報提供の内容や、媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。（総務課、国保健康課）
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。（総務課、国保健康課）
- ③ 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所と連携し、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できる体制を整える。（総務課、国保健康課）
- ④ 府や関係機関等とメールや電話を活用して、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。（総務課、国保健康課）
- ⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、住民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置するための準備を進める。（総務課、国保健康課）

4 予防・まん延防止

(1) 対策実施のための準備

① 個人における対策の普及

住民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要不急な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

また、必要に応じて、学校・保育施設等における臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校設置者に要請する。（学校教育課、総務課、国保健康課）

② 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施する個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策について周知を図る

ための準備を行う。また、新型インフルエンザ等の発生など緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策においても周知を図るための準備を行う。(国保健康課、関係課)

(2) 予防接種

国が行う事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。(関係課)

(3) 接種体制の構築

① 特定接種

特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による特定接種の対象となる職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内の接種体制を構築する。特定接種の対象となる職員を選定し、その人数を厚生労働省あて報告する。(総務課、国保健康課)

② 住民接種

- ・ 国及び府の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項の規定により、住民に対し、集団的接種を原則として、速やかにワクチンを接種するための体制を構築するとともに、候補となる会場の選定や宇治久世医師会との連携に努める。
- ・ 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど町以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ・ 速やかに接種することができるよう、宇治久世医師会、事業者、学校等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を行う。(国保健康課、子育て支援課、住民福祉課、学校教育課)

5 医療

(1) 府の搬送体制確保への協力

保健所が中心となって行う搬送体制に協力する体制を整備する。(国保健康課、消防本部)

6 住民生活の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援

府内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援の内容（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）や支援体制、搬送、死亡時の対応等につ

いて、要援護者の把握とともにその具体的手続きを検討する。（国保健康課、住民福祉課、関係課）

(2) 火葬能力等の把握

京都市や宇治市と連携して、火葬場の火葬能力の把握を行う。また、町内に一時的に遺体を安置できる施設等についての検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（住民福祉課、環境保全課）

(3) 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄等し、施設及び設備を整備等する。（総務課、国保健康課）

海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

目的：

- 1) 新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、府内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 府内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、府等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 府内で発生した場合には早期に発見できるよう府のサーベイランス・情報収集体制の強化に協力する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、府内発生に備え、府内で発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、準備を促す。

1 実施体制

(1) 体制強化等

- ① 国内における新型インフルエンザ等の人への感染被害の発生に備え、府内連絡会議を開催する。さらに、府内連絡会議の進言があった場合は、町対策本部を設置し、危機管理体制を確立する。
- ② 国内の新型インフルエンザ等の発生に備え、患者搬送やインフルエンザ対策などに必要な資器材を確認する。
- ③ 住民へホームページ・広報紙などで適時に適切な内容を伝えるための情報提供体制を整備する。（総務課、国保健康課、関係課）

2 サーベイランス・情報収集

(1) 町内サーベイランスの強化等

感染拡大を早期に探知するため、国及び府が学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する際に、これに協力する。（国保健康課、学校教育課）

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

府と連携して、住民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要となる対策等について、テレビ、新聞等を基本としつつ、関係機関のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。（総務課、国保健康課、関係課）

(2) 相談窓口の設置

府の要請により、住民からの一般的な問い合わせ等に対応するための相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行う。（総務課、国保健康課）

4 予防・まん延防止

(1) 町内でのまん延防止対策の準備

- ① 国が発出した感染症危険情報を受け、府や関係機関と協力し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。（総務課、国保健康課、関係課）
- ② 住民、学校及び保育施設、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
(国保健康課、関係課)

(2) 予防接種

① 特定接種

国の基本的対処方針を踏まえ、府と連携して、町職員等の接種対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（総務課、国保健康課、関係課）

② 住民接種

宇治久世医師会の協力を得て、具体的な接種体制の構築の準備を進める。（国保健康課）

5 医療

(1) 新型インフルエンザ等の症例定義

国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にしたときは、関係機関への周知に協力する。（国保健康課）

(2) 帰国者・接触者相談センターの周知

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、府の設置する帰国者・接触者相談センター等に相談するよう周知する。（国保健課）

(3) 府の搬送体制確保への協力

保健所が中心となって行う搬送体制への協力をを行う。（国保健課、消防本部）

6 住民生活の安定の確保

(1) 要援護者への対策

新型インフルエンザ等が発生した場合、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者へ連絡する。（住民福祉課、国保健課、関係課）

(2) 遺体の火葬・安置

府からの要請を受けて、京都市や宇治市の火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、関係機関と調整を図り、町内に一時的に遺体を安置できる施設（臨時遺体安置所）等の確保ができるよう準備を行うとともに、埋葬場所の指定を行う。（住民福祉課、環境保全課）

国内発生早期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
- ・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある

<府内未発生期>

府内で新型インフルエンザの患者が発生していない状態

<府内発生早期>

府内で新型インフルエンザの患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

目的：

- 1) 府内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めるることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。府内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言がされた場合、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、住民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 府内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、府内での情報収集に加えて、町内での情報をできるだけ集約し、関係機関等に提供する。
- 4) 府内感染期への移行に備えて、住民生活及び住民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制

(1) 実施体制

海外発生期に引き続き、府内連絡会議を開催する。さらに、府内連絡会議の進言があった場合、または、緊急事態宣言が発出された場合は、速やかに対策本部を設置する。（総務課、国保健康課、関係課）

2 サーベイランス・情報収集

(1) 発生時のサーベイランスへの協力

海外発生期に引き続き、国及び府が行う学校等でのインフルエンザの集団発生の把握等の調査に協力する。（国保健康課、学校教育課）

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ① 住民に対して利用可能があらゆる媒体等を活用し、府内外の発生状況と具体的な対策等について、詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。（総務課、国保健康課、関係課）
- ② 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（総務課、国保健康課、学校教育課、関係課）
- ③ 住民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、府や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、適切な情報提供を行う。（総務課、国保健康課）

(2) 情報共有

対策本部等は、国及び府等から情報を入手し、庁内各課においても共有する。（全課）

(3) 相談窓口の体制充実・強化

- ① 国及び府からの要請に基づき、相談窓口の体制を充実・強化する。（総務課、国保健康課）
- ② 国及び府が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報提供を行う。（総務課、国保健康課、関係課）
- ③ 住民から相談窓口などに寄せられる問い合わせや、近隣市町村や関係機関等から寄せられる情報を府に提供する。（国保健康課）

4 予防・まん延防止

(1) 府内でのまん延防止対策

- ① 府と連携して、住民等に対して、次の啓発を行う。
 - ・ 住民、公共施設、福祉施設等に対し、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けるなど基本的な感染対策等を勧奨する。（国保健康課、関係課）
 - ・ 関係機関に対し、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう啓発する。（住民福祉課、関係課）
- ② 府から施設の使用制限の要請があった場合には、町が設置する学校・こども園等・福祉施設等において、要請の内容に基づき、臨時休業（学校閉鎖）等を適切に行う。（学校教育課、子育て支援課、住民福祉課、関係課）

(2) 予防接種

① 特定接種

海外発生期に引き続き、国の基本的対処方針を踏まえ、ワクチン接種が可能になり次第、町職員等の接種対象者本人の同意を得て特定接種を行う。（総務課、国保健康課、関係課）

② 住民接種

- ・ 住民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、特措法第46条の既定に基づき、予防接種法第6条第1項に既定する「住民に対する予防接種（臨時接種）」を開始する。（国保健康課、住民福祉課、子育て支援課）
- ・ 接種の実施にあたり、府及び宇治久世医師会と連携して、保健センター・学校など公的な施設の活用や医療機関への委託等により、接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。（国保健康課、住民福祉課、子育て支援課）
- ・ 住民や関係機関に対し、接種に関する情報提供を行う。（国保健康課、住民福祉課、子育て支援課）

(3) 緊急事態宣言がされた場合の措置

- ① 緊急事態宣言がされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国の基本的対処方針に基づき、以下の措置を講じる。

(外出の制限)

府	特措法第45条第1項の規定により、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
町	適宜、府に協力するものとする。 対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられる。（全課）

(施設の使用)

府	<p>(施設の使用制限の要請)</p> <p>特措法第45条第2項の規定により、学校、保育所等（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「特措法施行令」という。）第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。</p> <p>(施設の使用制限の指示)</p> <p>特措法第45条第2項の規定に基づく要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、住民の生命、健康の保護、住民生活・住民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項の規定により、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。</p>
町	適宜、府に協力するものとする。（総務課、学校教育課、関係課）

(感染症対策の徹底)

府	<p>(感染症対策の徹底の要請)</p> <p>特措法第24条第9項の規定により、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。</p> <p>(感染症対策の徹底の指示)</p> <p>特措法第24条第9項の規定に基づく要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項の規定により、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。</p> <p>(施設の使用制限の指示)</p> <p>特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項の規定により、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。</p>
町	適宜、府に協力するものとする。（総務課、関係課）

- ② 住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、法第46条の規定により、予防接種法第6条第1項に規定による臨時の予防接種を実施する。（国保健課）

5 医療

(1) 府の搬送体制確保への協力

海外発生期に引き続き、保健所が中心となって行う搬送体制への協力をう。（国保健康課、消防本部）

6 住民生活の安定の確保

(1) 要援護者への対策

食料品、生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発症前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品、生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。また、新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者に対し、患者や医療機関から要請があった場合には、国及び府と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）を行う。（総務課、住民福祉課、国保健康課、関係課）

(2) 遺体の火葬・安置

府からの要請を受けて、京都市や宇治市の火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に、町内に臨時の遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。（住民福祉課、環境保全課）

(3) 緊急事態宣言がされた場合の措置

緊急事態宣言がされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 水の安定供給

水道事業者である町は、それぞれその行動計画等により、消毒その他衛生上の措置や水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（上下水道課）

② サービス水準に係る住民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを住民に呼びかける。（総務課、関係課）

国内感染期

- ・府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む

＜府内未発生期＞

府内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

＜府内発生早期＞

府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

＜府内感染期＞

府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 住民生活及び住民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めるることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、府と町が連携して、必要な対策を検討する。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、住民生活・住民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動ができる限り継続する。
- 7) 医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1 実施体制

(1) 実施体制

府内連絡会議及び町対策本部会議を開催し、新型インフルエンザ等の国内感染期における対策を実施する。（総務課、国保健康課、関係課）

① 緊急事態宣言がされた場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- 町対策本部の設置

速やかに町対策本部を設置する。

- 応援の要請等

府及び町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援の要請等の活用を行う。（総務課、国保健康課）

2 サーベイランス・情報収集

(1) サーベイランス

新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報収集を強化するとともに、国及び府が患者数の発生状況を踏まえ、サーベイランスを変更したときには、これに協力する。（国保健康課、関係課）

また、学校等における集団発生の把握の強化については、国の決定に従い、通常のサーベイランスに戻す。（国保健康課、学校教育課）

(2) 府内感染期における対応

引き続き、府内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、府に対して、発生状況を速やかに報告し、連携しながら必要な対策を実施する。（国保健康課）

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

① 住民に対して利用可能なあらゆる媒体等を活用し、府内外の発生状況と具体的な対策等について、詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。（総務課、国保健康課、各課）

② 引き続き、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、府内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。（総務課、

国保健課、学校教育課、関係課)

- ③ 引き続き、住民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、情報提供に反映する。（総務課、国保健課）

(2) 情報共有

町対策本部等は、国及び府等から情報を入手し、庁内各課においても共有する。（国保健課、各課）

(3) 相談窓口の体制充実・強化

引き続き、相談窓口の体制を充実・強化する。（総務課、国保健課、関係課）

4 予防・まん延防止

(1) 府内でのまん延防止対策

- ① 府と連携して、住民、公共施設等に対して引き続き、次の要請を行う。
- ・ 住民、公共施設、福祉施設等に対し、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けるなど基本的な感染対策を実践するよう促す。（国保健課、関係課）
 - ・ 関係機関に対し、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。（住民福祉課、関係課）
- ② 府から施設の使用制限の要請があった場合には、町が設置する学校・こども園等・福祉施設等において、要請の内容に基づき、臨時休業（学校閉鎖）等を適切に行う。（学校教育課、子育て支援課、住民福祉課、関係課）

(2) 予防接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。（国保健課、住民福祉課、子育て支援課）

(3) 緊急事態宣言がされた場合の措置

緊急事態宣言がされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

(外出の制限)

府	特措法第45条第1項の規定により、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策を徹底するよう要請する。
町	適宜、府に協力するものとする。

(施設の使用制限)

府	特措法第45条第2項の規定により、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）をするよう要請を行う。
町	適宜、府に協力するものとする。

(施設の使用制限への指示)

府	要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、住民生活・住民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるとき限り、特措法第45条第3項の規定により、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
町	適宜、府に協力するものとする。

- ② 特措法第46条の規定による住民に対する予防接種を進める。（国保健康課・関係課）

5 医療

(1) 府の対策への協力

府からの要請に応じて、医療対策に適宜、協力する。（国保健康課、関係課）

(2) 緊急事態宣言がされた場合の措置

緊急事態宣言がされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(臨時医療施設の設置)

府	区域内の医療機関が不足した場合、臨時の医療施設を設置し医療を提供する。
町	適宜、府に協力するものとする。

(臨時医療施設の閉鎖)

府	臨時の医療施設において医療を提供し、流行がピークを越えた後、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。
町	適宜、府に協力するものとする。

6 住民生活の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援

府の要請に応じて、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への必要な支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）等を行う。
(国保健康課、住民福祉課、関係課)

(2) 在宅で療養する患者への支援

国及び府と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供及び医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（総務課、国保健康課、住民福祉課、関係課）

(3) 埋葬・火葬の特例等

死亡者が増加し、京都市及び宇治市の火葬能力の限界を超えることが明らかになつた場合には、町内に一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するとともに、埋葬場所の指定を行う。（住民福祉課、環境保全課）

(4) 緊急事態宣言がされた場合の措置

緊急事態宣言がされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 業務の継続等

指定（地方）公共機関及び特定業種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。（関係課）

② 水の安定供給

水道事業者である町は、それぞれその行動計画等により、消毒その他衛生上の措置や水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（上下水道課）

③ サービス水準に係る住民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを住民に呼びかける。（上下水道課、関係課）

小康期

- ・新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・大流行はいったん終息している状況

目的：

住民生活及び住民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方：

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について住民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 実施体制

(1) 実施体制

緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに町対策本部を廃止する。（総務課、関係課）

2 サーバイランス・情報収集

再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。（国保健康課、学校教育課）

3 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ① 引き続き、住民に対し、利用可能あらゆる媒体等を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。（関係課）
- ② 国及び府からの要請に基づき、相談窓口などの体制を縮小する。（国保健康課、関係課）

4 予防・まん延防止

(1) 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく臨時接種を進める。（国保健康課）

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 住民接種

国及び府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定による住民に対する予防接種を進める。（国保健康課）

5 住民生活の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援

府の要請に応じて、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者に対して、引き続き、必要な支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）等を行う。（住民福祉課、国保健康課、関係課）

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。（関係課）

① 新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止

国及び府と連携し、その指示を受けて、対策の合理性が認められなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

資料編

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理されている。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1 : 新型インフルエンザ等医療型、A-2 : 重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財團済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業（通所、短期入所を除く。）、障害者支援施設、障害児入所支援、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をい	国土交通省

			う。以下同じ。) の運送業務	
通信業	B・2 B・3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B・2 B・3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B・2 B・3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B・2 B・3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B・2 B・3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B・2 B・3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B・2 B・3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B・3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	-
銀行業	B・3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	-	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	-	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	-	下水道処理施設維持管理業 下水管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	-	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B・4	全国銀行資金決済ネットワーク	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの	金融庁

		金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	維持	
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPGガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・製粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業、パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業 (育児用調整粉乳に限る。)	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料の供給（缶詰・農産保存食料品、精穀、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調製粉乳をいう。以下同じ。）	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPGガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPGガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生	経済産業省

			時における最低限の生活必需品の販売	
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

<区分1>

新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部事務の考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣官房法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	-
都道府県対策本部の事務	区分1	-
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	-
市町村対策本部の事務	区分1	-
新型インフルエンザウイルス性状況解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	-
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	-

新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	区分1	-
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	-
国会の運営	区分1	-
地方議会の運営	区分1	-
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1	-

＜区分2＞

新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	-
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等	区分1	警察庁
犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分2	警察庁
救急	区分1	消防庁
消火、救助等	区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

＜区分3＞

民間の登録事業者と同様の職務

(1)の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

【用語解説】※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型及びC型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というの、これらの亜型を指している。）

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院のこと。

* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院のこと。

* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院のこと。

* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局のこと。

○ 帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来のこと。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センターのこと。

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。

○ 緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に告示した期間（最大3年）や区域において実施するもの。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減す

る薬剤のこと。ノイラミニダーゼ阻害剤は、抗インフルエンザウイルスの一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度のこと。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザのこと。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）/インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザのこと。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもののこと。
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項)

○ WHO (World Health Organization : 世界保健機関)

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。（WHO憲章第1条）」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。

新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンのこと。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現のこと。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）のこと。

